

Title	天保年間深谷宿助郷出入
Sub Title	The Sukego trouble near Fukaya-juku
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.3 (1954. 3) ,p.318(120)- 329(131)
JaLC DOI	10.14991/001.19540301-0120
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第三集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part III) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天保年間深谷宿助郷出入

速 水 融

近世關東農村の有する特色の一つとして、助郷負擔の過重を擧げる事が出来る。勿論この賦役は獨り關東のみならず、五街道その他の主要街道の周邊農村に普く存在した。しかし關東においては、江戸から放射状に伸びる街道が全地域を覆つて居り、程度の差こそあれかなり多くの農村がこの街道上に點在する宿場と助郷關係を有していた。この助郷負擔は、質的にも量的にも近世の初期から中期、中期から後期へと時代の進むにつれて重く、且つ擴大されて行つた。たとえば東海道品川宿の助郷は、「元祿七戌年品川宿定助拾六ヶ村・大助三拾八ヶ村被仰付候^(註一)」であつたのが、享保十年の定助郷・大助郷統合の際には村數五十七ヶ村、高一萬七千六百六十七石となり、幕末になるとこれらの數値はやや變化をするが、加助郷十九ヶ村、高三千石餘を加えている。又助郷村の勤人馬の状態をみると、本來は勤村、休村の隔年勤であつたのが、幕末には事實上休村というものはなく、全助郷へ割宛てられた事が推定されている。又、幕末における急激な交通量増大はこれに加えて當分助郷の必要を

生じその範圍は更に擴大した。
 (註一) 「品川町史」上巻五百十頁参照。
 (註二) 野村兼太郎「徳川封建社會の研究」二百三十五頁。この様な助郷負擔は、それぞれの村の生活には直接關係を持つて居らず、それだけに農村にとつて感ずる苦痛は大なるものがあつたと考へる事ができよう。事實、この負擔過重から生じた騒動も多く見られ、又結果は別として、その軽減を願ひ出ている例はかなり多いのである。本稿においては、その一例として中仙道深谷宿を中心として生じた出入と、それに含まれた農村内部の對應の状態について若干の史料を紹介してみよう。ただ現在利用し得る史料の量的な制約から深谷宿及び附近農村の一般的状态については斷片的にしか述べる事が出来なかつた。

(註一) 野村兼太郎「村明細帳の研究」十三頁参照。
 (註二) 同「徳川封建社會の研究」所収の下總生實領助郷騷動(同書二百六十六頁以下)、及び牛久宿助郷差村騷動(同書二百九十七頁以下)参照。

中仙道における助郷制度の制定については、島崎隆夫氏が本庄宿を例として簡潔に述べられて居り、今ここに述べる必要はない。しかし、深谷宿の助郷については元祿七年二月の文書に

一、武州榛澤郡深谷宿之大助三十六ヶ村高壹萬四千九十石右之通り深谷宿之助郷申付候間、相觸次第に人馬無滞村々々可出之處、勿論此帳者深谷宿に差置助合之村に急度可相守候、若費之人馬觸仕候處、助郷方於不參仕者曲事可申付者也

とある以外具體的なその範圍、内容、更には幕末に近づくにつれての變化等は一切不明である。

(註一) 「武蔵國見玉郡傍示堂村」關東農村の史的硏究第二集(三田學會雜誌第四十六卷第二號)二十八頁参照。

(註二) 深谷古來鑑(埼玉叢書卷二所收)四百二十九頁。

さて、本稿において紹介せんとするのは、天保年間の助郷出入であるが、これに十數年先立つて二つの事件があつた。この内容を示す當時の史料は手元にはないが、天保の出入の直接の原因となつていたので後年の史料により事件の輪郭を示して置く。即ち、文化十五年に人馬遣拂の件に關して宿方と助郷各村との間に出入を生じ、文政四年裁許の結果、宿方で立拂うべき定式人馬、人足三十一人、馬四十疋の内三分通りの人足九人、馬十二疋は以後十年間は助郷村で餘荷勤めをなし、その後は宿方において立拂うこととなり落着いたと言ふのである。この事件は、恐らく次第に増大する交通量が助郷の負擔加重となり、宿方との間に對立を生ぜしめるに至つた一つの現象として理解する事が出来る。とにかく、この年以後十年間は助郷における負擔は從來より何割かは増加する事となつた。

天保年間深谷宿助郷出入

ところでこの十ヶ年間の三分通り餘荷勤めは天保二年四月に年季明けとなり、本來ならばこの年で解除になる筈であつた。ところが文政十二年以後は勘定もなく、且つ又劍錢、買上錢等の會計も不明瞭である。更に又、助郷惣代として深谷宿間屋場へ詰めている者が宿役人と結托し、依然として負擔は變らなかつた。出入はここから出發する。

まず天保四年三月、助郷三十六ヶ村の内、西別府村、東方村、宮ヶ谷村、山川村の四ヶ村から、惣代を西別府村名主として宿役人及び助郷惣代十八人を相手どり、道中奉行、曾我豊後守へ出訴した。この訴狀は受理され、吟味のため残りの助郷三十二ヶ村の村役人が呼び出されるわけであるが、その際彼等の内には前記相手側の宿方役人や助郷惣代と同意の者も居り(事實はたとえば上野臺村名主の如く、助郷惣代を兼ねている者も入つていたから尙更のこと)村々の小前一同へは申し聞かさず、三分通り餘荷人馬從前通り相勤むべき旨の書付を奉行宛に差出した。この際最初の訴訟方となつた四ヶ村は、名主自らが訴人となつて負擔の軽減を歎願して居り、恐らくは特に難澁至極の村として助郷による勞役提供を最も苦痛に感じていたものと推測し得る。これに對し残り三十二ヶ村の村役人は一應相手側にとつて有利な證人となつた事になる。しかし、時間が進むにつれてこの内十八ヶ村が訴訟方に加わり、村役人、小前が共に宿方、助郷惣代に對抗するに至つた。これらの訴訟方合計二十二ヶ村と、遂にそれには加わらなかつた十四ヶ村との間には何等

かの差違があつたものと思われ、それぞれの村の社會經濟的構造或いは村役人の性格等を比較する事は興味を引く問題であるが、本稿では詳細に述べ得ない。しかし、だからと言つて直ちに後者の村々が助郷負擔を左程苦痛と感じなかつたとなすのは早計である。當初において、訴訟方へ不参加の村と雖も、村内のある階層は矢張りこう言つた負擔に耐え切れず、村役人を差し置いて領主宛に直訴している。ただその場合、村の上層階級が相手側になつてゐるといつた村では、一村として團結する事を得ず、問題はより複雑化して来る。とも角、すべての村にとつて、農民の大部分というものは助郷による勞役の提供を苦痛とし、或る場合には全村としてこの軽減のために支配者に對抗したのであつて、それによつて生ずる苦痛は何等異なるところがなかつたと言えよう。

騒ぎが大きくなり訴訟方も前記の如く二十二ヶ村に擴大するにつれ、宿方でも従來隠匿していた帳簿を公開せざるを得なくなり、天保元年、二年及び三年の人馬觸當及び圍人馬積金其他の帳面を調べたところ不正の點がかなり多く、剩て問屋帳付の者が取調べ中脱落するに及び、奉行より訴訟方へ「成丈ヶ勘辨可致旨」の達しにより出入は訴訟方に有利な熟談となり解決した。以下やや長文に互るが、この種の出入の多くが訴訟方の敗訴に終る場合が多く、この様に訴訟方の完全な勝利となるケースは稀である様に思われるので敢えて全文を擧げる。なお史料は後年の筆寫であり、書體から推せば恐らくは農民の手に

よるものである。

差上申濟口證文之事

中山道深谷宿助郷武州藤羅郡西別府村外三ヶ村役人惣代右西別府名主峯松、右深谷宿問屋新五兵衛外拾七人相手取、人馬出入申立去ル已三月中當御奉行所様江奉出訴、同月廿九日御差日御尊判頂戴相附候處、相手方が茂夫々返答書差上御吟味中ニ御度候處、掛合之上熟談内濟仕候趣意左ニ奉申上候訴訟方申立候は、文化十五年二月中人馬遺拂之儀ニ付、右宿方と助郷村々之内貳拾四ヶ村之者共及出入、御吟味之上文政四年四月御裁許被仰渡、宿方月々先遣ニ立拂べく人足三拾壹人、馬四拾疋之内三分通同年五月去ル卯年四月迄中拾ヶ年之間、惣助郷ニ而餘荷勤被仰付、則年限通餘荷相濟候上は右卯年五月去宿方ニ而可立拂、前書三分通之分人足九人三分、馬拾貳疋立拂方不相分、其上助郷村々圍人馬積金之儀、去ル文政十二年去天保三辰年迄四ヶ年之間無勘定、其外刻錢買上錢等相手一同勘合不相分様仕成候ニ付難捨置、依之日々問屋場ニ而取扱候諸帳面披見致度、亦是惣代之外壹人宛之間屋場江相詰メ、取斗方見請度旨夫々相手之者共江掛合候處、更ニ取教不申右宿役人助郷惣代爲申合、種々私欲不正之取斗仕、助郷村々難行立難儀至極之旨其外品々申立、且相手宿方ニ而は、卯辰兩年三分相對餘荷勤之儀、宿助一同篤と示談仕、卯年金拾五兩辰年は金貳拾五兩、都合金四拾兩助郷

惣代江相渡シ右餘荷勤相頼候儀ニ付宿方ニ而右金拂リ候義者無之、其外圍人馬積金刻錢之儀ニ付候而茂、惣代江馴合聊不正之取斗仕候義ハ曾而無之旨申之、且又相手之内助郷惣代方ニ而者、卯辰兩年宿方三分相對餘荷勤之儀、宿助郷示談之上宿方が金子請取明白ニ立拂、急觸圍人馬積金之儀茂本庄熊谷兩宿戻リ人馬履繼任、是迄仕來通り惣代給を差引村々江相渡シ候得共、訴訟方西別府村外三ヶ村ニ限り惣代給茂不相渡、其上卯辰兩年御用通行之御、多分之立替リ金有之、右ヲ差引候得は却而訴訟方可請取金子有之、然ルヲ右鉢勝手儘之儀申立候段不實之仕成方故差引勘定可仕旨掛合候得共、彼レ是我意申張リ候旨申し申爭、尤御吟味中普濟寺村外拾七ヶ村小前村役人訴訟江加リ、猶御吟味中篤と掛合之上以來三分通り助郷村々餘荷勤之儀者相正メ、寅卯辰三ヶ年分人馬觸當方並ニ圍人馬積金其外共帳面取調候處、難心得儀共數多有之、右は問屋場帳附之者共不行届次第ニ付、訴訟方ニ而勘辨いたし、是迄宿助郷相對ニ而餘荷賃錢刻錢之分者、相手之内惣代共方割返シ圍人馬積金之儀者御吟味中先達而帳面取調候處是以如何之廉有之、右者御吟味中欠落致候相手之内矢嶋村傳七引請ヶ取斗候儀ニ付、訴訟方ニ而致勘辨、併右鉢傳七如何之及取斗候は殘惣代之者共心附方不行届段恐入、訴訟方江厚ク相託後年人馬遺拂方不正無有之儀左之通り取極熟談仕候一三分通り助郷村々餘荷之儀者相正メ、宿方ニ而無違變相勤可申事

天保年間深谷宿助郷出入

一御諸家様方御通行御先觸見積りを以、宿役人助郷惣代相談之上過人馬無之様可觸當事
一宿方御定式人馬立拂方之儀者、五拾人五拾疋之内非常圍五人五疋之外、御狀箱持其外前々仕來リ人馬除置、残り三拾壹人四拾疋者日々先遣ニ立拂、其餘不足之分者助郷村々ニ而人馬差出シ御繼立テ可申候、尤御朱印御證文者刻限次第宿人馬先遣之分ニ而御繼立任、其餘者文政之度、御裁許之通り堅ク相守リ可申候事
一是迄助郷惣代之者共老人等茂有之、孰茂迷惑之由ニ付村々示談之上多分ニ附取極、其外右惣代之者勤方其外之儀者、是又得と示談之上諸事取極可申事
二月迄ニ引替可申事
一卯辰兩年三分通り相對餘荷勤賃錢、助郷惣代之者請取置候金四拾兩並ニ刻錢之儀ハ、原ノ郷村拾六ヶ村之分者今般相手之内金兵衛方夫々割渡シ候趣申聞候間、普濟寺村源右衛門ハ相除ケ、右金兵衛外五人ハ右之趣書付取之、訴訟方四ヶ村並ニ東方村七給之分茂右割合金者此節相手方惣代共方相渡シ、一同無申分熟談内濟仕偏ニ御威光と難有仕合ニ奉存候、然上者右一件ニ附重テ附重テ双方が御願筋無御座候、依之爲證連印濟印濟口證文差上申處申處如件

中山道深谷宿助郷 黒田豊前守

秋元但馬守 領分

數原通玄

大久保荒之助

設樂金五郎

羽太本馬知行所

大岡傳藏

石野十三郎

平井監物

武州旛羅郡西別府村

訴訟人 名主 峯

矢嶋藤藏御代官所

中山道深谷宿

相手 問屋 新五兵衛

同 同 尉右衛門

同 同 忠左衛門

同 年寄 儀右衛門

同 同 丈四郎

問屋場帳附

彦右衛門事

甚兵衛

平三郎

年寄 四郎左衛門

右七人煩ニ付代兼

相手

安部攝津守領分

同州同郡岡部村

名主 長兵衛

同領分

同州同郡普濟寺村

名主 源右衛門

大岡傳藏知行所

同州同郡内ヶ嶋村

名主 後見

安右衛門

天野彌五右衛門知行所

同州同郡戸森村

組頭 嘉平次

竹内大隅守知行所

同州同郡曲田村

名主 金兵衛

數原通玄知行所

同州同郡新戒村

名主 五郎左衛門

大久保彌右衛門知行所

同州同郡上野村

右四人煩ニ付代兼

追而訴訟江加リ候

捨五郎事

名主 利左衛門

矢嶋藤藏御代官所

内藤主馬

中野鐵之進 知行所

同州旛羅郡原ノ郷村

矢嶋藤藏御代官所

同州同郡國濟寺村

水野藤澤藤次郎知行所

同州同郡柴崎村

矢嶋藤藏御代官所

大岡主膳正領分

依田平次郎

大久保荒之助

大久保新八郎知行所

白原孫兵衛

久田右近

同州同郡東方村

安部攝津守領分

同州榛澤郡普濟寺村

大久保彌右衛門知行所

同州同郡上野村

天保年間深谷宿助郷出入

矢嶋藤藏御代官所

谷邊泰安 知行所

伴道與

同州同郡宿格村

松平下總守領分

安藤九郎左衛門知行所

同州同郡南極合村

日根野長左衛門知行所

同州同郡北粕合村

岡田健次郎知行所

同州同郡人見村

松平下總守 領分

松平大和守

井上力三郎

間宮仙太郎 知行所

天野龜藏

小栗庄左衛門

同州同郡折ノ口村

遠山平左衛門知行所

同州同郡鼠新田村

松平大和守領分

伴道與 知行所

谷邊泰安

同州同郡西大沼村
 大久保備前守
 中野鐵之進知行所
 内藤主馬
 同州同郡東大沼村
 前田將監知行所
 同州同郡田谷村
 松平下總守領分
 同州同郡萱場村
 同領分
 同州同郡谷村
 竹内大隅守知行所
 同州同郡曲田村
 右拾八ヶ村小前村役人惣代
 安郎又四郎知行所
 同州旛羅郡東方村
 名主 郡 吉
 内藏主馬知行所
 同州同郡原ノ郷村
 百姓代 宗右衛門
 松平下總守領分
 同州榛澤郡萱場村
 組頭 佐太郎

安部攝津守領分
 同州同郡矢嶋村
 松平大和守領分
 天野彌五右衛門知行所
 同州同郡戸森村
 安部攝津守領分
 同州同郡岡部村
 同領分
 同州同郡伊勢方村
 同領分
 同州同郡普濟寺村
 堀 數 馬 知行所
 大久保傳藏
 同州同郡内ノ嶋村
 黒田豊前守領分
 同州同郡沖宿村
 同領分
 谷邊泰安 知行所
 伴道與
 肥田健治郎
 同州同郡沖村
 木下本馬
 前田將監 知行所

同州同郡血沼村
 大久保駿河守知行所
 同州同郡上敷免村
 同知行所
 同州旛羅郡明戸村
 同知行所
 同州同郡新井村
 肥田健治郎知行所
 同州榛澤郡大塚嶋村
 清水領知
 大久保筑前守
 大久保三十郎
 室賀飛彈守
 内藤帶刀知行所
 數原通玄
 佐久間與市
 大久保十五郎
 同州同郡新戒村
 松平大和守領分
 同州同郡西嶋村
 元三拾貳ヶ村惣代
 當時拾五ヶ村惣代
 谷邊泰安知行所
 天保年間深谷宿助郷出入

同州榛澤郡沖村
 引合人 名主 忠 兵衛

天保五年午辛八月
 道中
 御奉行所様
 前書之通り熟談仕會我豊後守江濟口證文奉差上候ニ付爲後日寫
 取替置申候以上

右により、訴訟方の要求が貫徹され、熟談内済の形式ではあるにせよ従来の助郷惣代、問屋場帳付けが退陣するという宿方の敗北が示される。即ち、問題の三分通り餘荷勤は宿方にて負擔する事となり、又不拂となつていた賃錢も訴訟方の村々に對しては支拂われる事となつた。又諸家通行の節の臨時的な人馬提供に當つても豫め算定をし、過人馬のない様割り當てられる事となり落着した。

なおこの文書の署名の部分について若干補足して置かねばならない。相手の最後と追而訴訟方江加り候十八ヶ村に出て来る大久保彌右衛門知行所、同州同郡上野村とあるは上野臺村ではないかと思われる。理由は、後述する如く上野臺村名主利左衛門がこの出入に關し相手側であつた事は確實であり、又同村は後に小前のみ訴訟側に加つた。しかし同村の名はこの史料には

なく、且つ名主名が同じであり、地圖を見ても旗澤郡内に上野村は存在していない事による。

三

以上述べた如く、出入は一應落着した。しかし、個々の村について言えば問題は複雑である。その一例として茲に上野臺村を選びこの出入の一村内における進展の状態について述べてみたい。但し利用した史料は「天保五年九月十一月中迄出入小前百姓百四人を村役人相手取差上候訴狀之寫並返答書之扣」と題する前記出入の落着に際し小前と名主等との間に生じた事件に關する冊子で、同村の割元名主の控書である。

まず小前側よりの訴狀に從つて前記の出入がこの村で如何に迎えられたかを略述しよう。

(註) 但しこの訴狀は提出した日附が落ちてゐる。しかし文面から押して、前記濟口證文の後に出了た事は間違いないし、又この訴狀に對し相手側の返答書が天保五年十月に出されてゐるから、正確な日付けは不明であるが、同年の八月乃至十月の訴狀である。

上野臺村の小前百四人が訴訟側に立つに至つたのは、前記の出入において、同村名主が百姓に無斷で「三分通餘荷人馬以來相對ニ而可勤遣旨内々取極メ壹ヶ村三判」の書付を奉行宛に提出した事が直接の動機となつてゐる。これを知つた小前は、訴訟方が最初の四ヶ村から次第に擴大して行くにつれて「一同打

寄相談仕候所素々困窮之村方、季明之餘荷相勤其上過人馬觸當種々不正之取斗江請候而ハ追年困窮ニ陥リ、御年貢御上納ニ茂差支候は曆然之義歎ヶ敷、依之右難義之廉々」を名主に掛合に及んだ。しかし勿論名主の方では是等の疑問に對しては覺もなく受け付けない。そこで小前達は天保五年二月、先ず領主の許可を獲た上で訴訟方へ加わる事になつた。但しこの際小前すべてが一致したわけではなく、四十五人の者は「相手之内利左衛門(II名主)秀次郎(II年寄)半兵衛(II年寄)江内縁亦は無餘義筋有之由ニ而同意不仕」、この事件に關しては一應局外者となつた。

ところで出入は前述の如く八月には熟談内済に終り、三分通餘勤賃錢は相手方より割戻される筈であつた。事實最初訴訟方となつた四ヶ村、合高二千七百三十一石に對しては「三分餘荷賃錢、寅卯辰三ヶ年分切錢割合都合金三拾四兩三分」が支拂われてゐる。ところが上野臺村においては名主が相手側であつたという關係からか、高四百石に對し、本來ならば五兩餘が割り戻されるべき處、僅か錢九百七十七文のみしか受取つていないと名主が主張してゐる事に對する疑問がこの訴狀の第一の訴因となつてゐる。第二の訴因は訴訟費用の分擔についてである。訴狀が最初四ヶ村から出され、助郷残り三十二ヶ村の惣代が出府し陳述した時の金壹兩は名主から小前へ割り當てたのであるに反對したが「品能申狂し取立候儀ニ付」割戻してほしい。又、逆に小前側百四人が訴訟側に立つた時の出入中の入用全額

を負擔してゐるが、是は残りの四十五人も負擔すべきである。勿論この中にはこの割合を差出す心底の者もいるが名主等が故障を申立て出錢しない。是等の諸事實は「利左衛門重立私欲不實之取斗ひ仕、村爲は不心掛ヶ諸事一己之欲情ニ泥ミ、眼前右跡不正之筋」としてその究明方を訴へ出たのである。

是に對して名主利左衛門は代親宇兵衛の名で凡そ次の如く返答書を出してゐる。

先ず第一訴因に對しては、割戻金が少額になつたのは助郷三十六ヶ村の内訴訟四ヶ村を除く残り三十二ヶ村に對し金四十兩の割戻しがあつたが、五兩は預けて置いた深谷の酒造家嶋屋勘重郎が脱落したので是を引き、其外割場入用を引、村方へ請取つた金額は金貳歩と錢三貫七拾七文、この内から更に「村方へ可差出加助郷御願入用 有君様御下向入用宿助人馬助成掛合入用メ五貫四百三拾文差引」き、残りは僅か九百四十七文となつてしまつた。是を高割りにすれば、一人當りは一文二文といふ小額になつてしまふ。

第二の訴因、即ち訴訟費用の分擔については、小前等が割戻しを要求してゐる金壹兩は、百姓代及び與頭連印の上承知した事である以上今更是に應ずる事は出來ない。又小前側のみにて負擔してゐる入用金六兩については既に當春中「村役人之利解を不取用、多分之入用錢遣イ今更難澁致し候由」にて負擔が出來ないと言ふのは「畢竟手荒之掛合ニ付不行届儀」である。是を負擔しない小前四十五人及び村役人合計五十六人の者は「去

年か凶作引續難澁ニ而御年貢諸夫錢等出來兼候程之年柄ニ付費ノ入用差出候而ハ百姓取續出來兼」る者であり、出すべき筋合のものではない。

名主利左衛門よりの返答書を要約すれば右の如くなのである。事件はその後問題となつた小前百四人の負擔金六兩を相手側村役人及び小前四十五人より受取る事によつて落着し、同年十二月に領主宛の訴狀取り下げの書付が提出されてゐる。訴因の他の二つは恐らくこれと交換條件で不問に附する事になつたものと思われる。

事件の概要は右に見て來た如くであるが、ここで名主、村役人更には小前四十五人と訴訟側の小前百四人との對立の基礎に經濟的な何等かの底流がなかつたかと言ふ事である。史料がないので是を詳細に述べる事は出來ないが、名主利左衛門が換算して錢二十五貫餘の高持であつた事は前記の返答書中に述べられてゐる。又強いて求めんとすれば、天保十三年の上野臺村「諸職人諸商の御請書」に記載されてゐる商人及び職人の内に相手方の者が若干見出される事であるが、是とても經濟的な背景として抽出するには餘りに薄弱である。むしろかかる事實は對立の底流として豫想せねばならぬ事は勿論であるとしても、この種の出入に有り勝ちな怨恨關係の方がより直接的な對立の媒介物となつたものの如くである。是を物語る史料として同村百姓常右衛門の大約次の如き証文がある。即ち同人親孫左衛

門は「御地頭所様」苗字帶刀御免年々御小遣等頂戴仕、私義も先年名主役相勤、當時平百姓ニ御座候得共、右次第付登通ノ小前百姓と違候者である。そして本来ならば「村方騒立候節」は取り纏めるべく心掛ける筈のところ、この出入に際しては「右加り願百四人江致一同、印紙を以右牀愚昧之もの共を相頼、出訴爲致候段」は間違いであつた旨を領主宛に詫びている。この常右衛門の性格や、或いは又名主役を退いた理由等については知るべくもないが、訴訟側に立つた小前百四人のいわば幕幕的存在であつたとなすのは思い過ぎであらうか。

以上、上野臺村に生じた一事件は、この村の小前が、村役人、更には同村外四ヶ村の割元名主という権力者に對し、結果は決して全面的な小前側の要求貫徹とはならなかつたにせよ、その非行を「私欲不正之取斗」として訴え出さしめる迄に成長していた事を物語ると同時に、それを實現せしめる條件の一つとして、自身は小前層の出身ではないある人物の存在が居なくてはならなかつた事を示している。更に又、同じ小前と言つても、上野臺村の場合には百四十九人中四十五人が相手側と内縁又は餘儀なき理由で訴訟側に加わり得ず、この種の對立は勿論基底には階層間の對立という關係を持ちつつも、それが出入という現象においては決してそののみを以つて説明し盡せぬ複雑な性格を有している事を物語っている。

四

か。是を訴訟側の成長のみに求めるは出來事ない。むしろ彼等が自己の正當性を飽くまで主張し得なかつた弱さ、——それはたとえは問屋場帳付けの逃亡にも見られるのであるが——から来るものではなからうか。と同時に彼等が幕府或いは領主層の積極的な支持を得られなかつた事にも依るのである。

又、例えば「地方凡例録」中の次の如き記載も、領主側が既に宿場における彼等の不正行爲をある程度知つていた事すら物語るものである。

「一近年次第ニスゲウ人馬多ク當リ、村々及困窮、……(中略)……殊更二里餘モアル村カタハ、正人馬出シテハ右ノ費用之候テ、三日モ農作ニ後ル、ユエ、名主村役人共縁ヲ求メ問屋共へ對談ニテ當リ人馬ヲ代錢ニテ差出シ、此夫錢ノ疊リ多キコトニテ、ムラ入用多相懸ル、右サン出タル金銀ハ、問屋役人馬サン物書等飲食ノ費用ニツカヒ捨、又ハ私用ニモ遣ヒ、人馬ハ近里ノ村々正人馬ヲ餘計ニ當遣フユエ、取分ケ宿場近キ助郷村々ハ及難儀、其上近年ハ別テ、役人共人足ト馴合、御定トホリノ人馬サン出サズ、賣荷等賃錢相對ニテ利潤多キ荷物ヲ人馬ニハ附送ラセ、御傳馬ハスゲウノミ重ニ遣フユエ、一入ムラ人足多ク出、自ラ田畠モアレ作ニ成及困窮、潰レ百姓等出來、公儀地頭ノ不益モ不少コトナリ、去ル比中山道新町・倉加野・高崎・安中・板鼻助郷人馬ノ出高、享保年中ヨリ天明迄、凡六十年餘ノ年々ソツカヒ高、村々ヨリ爲書出引比ル所、縦バ、享保年中高百石ニ五十人當リタルハ、安永・天明ニ至リテハ三四百

天保年間深谷宿助郷出入

以上乏しい史料の中から天保初年の深谷宿を中心とする助郷出入を見て来たが、あたかもこの時期は、幕末に近付くにつれて農村の疲弊も漸く加わり、大部分の農民の生活は危機に追い込まれた時期でもあつた。しかし一方においては村の上層階級は、勿論限られた範囲であるとは言え、富の蓄積を進めて居り、この事は當局者の眼にも明確に映じていたものと思われ。たとえば文政十年の「御改革御觸書控」中に收められた文書にも「關東筋村々之内農間諸商人多田畑作り餘り其上奢ニ長シ云々」とか或いは又「就中關東筋村々別而奢リニ長シ、神事祭禮婚禮佛事等前々より格外ニ相成」と言つた記載がみられる。これらの事實については、既に幾多の研究によりその内容は明らかになつて居るが、貧富の懸隔は次第にはつきりと人々の眼に映じ、上野臺村の如く割元名主對小前百姓といった對立を表面化せしめているのである。

(註) なお事情はやや異なるが、大庄屋對小前の對立——結果は上野臺村の場合に比べれば小前側の敗訴の色濃いが——の一例として、服部謙太郎「武藏國埼玉郡麥倉村」關東農村の史的硏究第二集(三田學會雜誌第四十六卷第二號)十七頁以下參照。

ではこの様に致富を進め、勢力を擴大しつゝあつた上層階級、即ちこの事件については深谷宿方、或いは割元名主等が、形式的には示談内濟ではあるにせよ、事實上は訴訟人側或いは小前側の主張に一步後退せねばならなかつたのは何故だらう

人ノ當リニ成、頓テ八増倍程ノ遣ヒ高、誠ニ大造ナル遣ヒナリ近年諸家通行多トテ、夫程ニハ不違管ナリ……」(註)

この様な事情は宿役人にとつては事の露顯を恐れさせ、訴訟側と正面から對決する事を避け、せめて内濟という形で妥協せざるを得ないという條件たらしめたのであらう。

(註) 「地方凡例録」(日本經濟大典第四十三卷)三百六十一頁、六十一頁。